



福島医発第2507号(地)
平成23年3月16日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

平成23年東北地方太平洋沖地震における
工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用することについて

標記の件につきまして、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課より別紙の事務連絡が発出されたことに伴い、福岡県保健医療介護部薬務課（生産指導係）より本会に対しても会員医療機関への周知依頼が参りましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても下記の事項にご留意いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベが枯渇したことによりやむを得ず工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用することは、以下の条件のもと可能であること。

- ① 酸素ガス専用の工業用ガスボンベ（黒色）を使用すること。
- ② 暫定使用の酸素ガスボンベである（「医療用酸素ガス（工業用ガスボンベの暫定使用）」旨表示すること。
- ③ 酸素ガスの充填者は、薬事法上の製造販売業者若しくは製造業者であること。
- ④ 製造販売業者は出荷の管理を行うこと。
- ⑤ 取り違いのリスクを踏まえ、酸素以外の気体の工業用ガスボンベを使用しないこと。また、上記の条件を満たしていることを確認のうえ使用すること。
- ⑥ 患者への使用に際し、緊急避難的な状況における工業用ガスボンベの暫定使用であることを可能な限り説明すること。

公印省略

22薬第3433号

平成23年 3月14日

社団法人福岡県医師会会長
社団法人福岡県歯科医師会会長
社団法人福岡県病院協会会長
社団法人福岡県私設病院協会会長
社団法人福岡県精神科病院協会会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(生産指導係)

平成23年東北地方太平洋沖地震における
工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用することについて

本県の薬事行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、平成23年3月14日付で厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課から別添のとおり事務連絡がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。



事 務 連 絡
平成23年3月14日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

平成23年東北地方太平洋沖地震における
工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用することについて
（医療機関及び製造販売業者等への周知依頼）

平成23年3月11日に発生いたしました平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震及び関連する津波等による被災地において、工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用する場合の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、貴管下の関係者に周知願います。

記

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベが枯渇したことによりやむを得ず工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用することは、以下の条件のもと可能であること。

- ① 酸素ガス専用の工業用ガスボンベ（黒色）を使用すること。
- ② 暫定使用の酸素ガスボンベである（「医療用酸素ガス（工業用ガスボンベの暫定使用）」）旨表示すること。
- ③ 酸素ガスの充填者は、薬事法上の製造販売業者若しくは製造業者であること。
- ④ 製造販売業者は出荷の管理を行うこと。
- ⑤ 取り違いのリスクを踏まえ、酸素以外の気体の工業用ガスボンベを使用しないこと。また、上記の条件を満たしていることを確認のうえ使用すること。
- ⑥ 患者への使用に際し、緊急避難的な状況における工業用ガスボンベの暫定使用であることを可能な限り説明すること。